

## 主な指導事例（平成 27 年 3 月）

## 1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
食料品製造業	A 社は、食品検査機器の製造を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に供給を受けたものについて、経費削減の目的で、既に取り決めていた委託代金から消費税相当額を減じて支払っていた。

## 2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
有線放送業	B 社は、番組の制作、カメラ撮影等を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
繊維工業	C 社は、作業用手袋の縫製加工を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
産業廃棄物処理業	D 社は、碎石の運搬を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
学校教育業	公立大学法人 E は、資格取得講座の講師（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
情報通信業	F 社は、自社が運営するホームページ上に掲載しているコラムの執筆を委託している者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの原稿料を据え置いていた。